

労働者の生命も脅かされる実態が!?

— 2件の感電事故から見る —

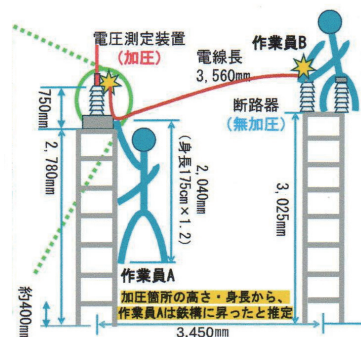
中川変電所感電事故 11/22

事象：計画外で電線が無加圧側のみ接続することとなり、作業員Bが接続端子ボルト穴を合わせるために、作業員Aが電線を持ち上げた際に加圧側に接近し感電した。

原因：計画外の活線近接作業を行った。
経験の浅い作業員のみで作業を行わせた。

関係者：A社（元請け） 工事指揮者
B社（協力会社） 作業責任者

作業員A（経験4ヶ月）
作業員B



【図は事故情報より引用】

新石橋き電区感電事故 9/2

事象：壁貫ブッシングの修繕に伴う準備作業の際、作業員Dが感電した。

原因：作業員が足場にのぼり、停電前の主回路に接近して感電。

関係者：A社（元請け） 工事指揮者

B社（1次下請け） 作業員A・作業員B

C社（2次下請け） 作業員C・**作業員D**

C社作業員の認識 → 電気の教育は口頭で受けているが
電気には詳しくない



背景にあるものは...

無理な業務委託の拡大 …… 孫請けに頼らざるを得ない?

G社の劣悪な労働条件 …… 教育時間が取れない状況?

何社も関わる作業 …… 十分な連携は取れるのか?

**国労は全ての労働者の
安全確保・労働条件改善を求め続けます!**